

項 目	回 答 趣 旨
<p>1. 公共事業予算の持続的・安定的な確保と国土・県土強靱化の長期計画策定について</p>	<p>■令和2年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をするとともに、地方への重点配分をお願い</p> <p>■社会資本整備の計画的推進と、防災・減災、国土強靱化の長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願い</p> <p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>昨年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度の2次補正予算から3か年で集中的に実施していくことが決定されました。全体で約7兆円の事業規模に対し、2年目となる令和元年度までに約5兆円を確保することとしており、概ね順調に進捗しているところです。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、3か年緊急対策後も、国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることとしております。</p> <p>防災・減災、老朽化対策をはじめとする諸課題にしっかりと対応できるよう、必要な予算を確保するよう努めて参ります。</p>
<p>2. 低入札価格調査基準の改定の御礼と算定方法における一般管理費に乗ずる係数の引き上げについて</p>	<p>■低入札価格調査基準価格の算定方法について、一般管理費等の算入率を現行の5.5/10から、現場管理費と同じ9/10に変更する等、さらなる引き上げをお願い</p> <p>低入札価格調査基準については、この10年間で7回ほど、引き上げがされております。</p> <p>具体には、平成21年に低入札価格調査基準の範囲を『2/3～85%』から『70%～90%』に、平成23年に現場管理費の算入率を『0.70』から『0.80』、平成25年には一般管理費等の算入率を『0.30』から『0.55』に引き上げる等、幾度もの見直しを行い、平成31年に低入札価格調査基準の範囲を『0.75～0.92』まで引き上げがされました。</p> <p>ご提案のありました内容については、財務省との協議が必要となりますので、ご意見について、本省に伝えて参ります。</p>
<p>3. 担い手3法の全ての発注者への浸透について</p>	<p>■新担い手3法、特に品確法の趣旨が市町村や県の外郭団体も含めて、全ての公共事業の発注者へ浸透される様お願い</p> <p>品確法の地方公共団体への浸透については、これまでも国、地方公共団体、特殊法人等の公共工事発注機関で構成する「関東ブロック発注者協議会」等を通じて取り組んできたところですが、公共工事の品質確保等に向けた取組をより一層推進するため、本年5月29日に開催した「関東ブロック発注者協議会」では、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂き、発注者間の協力体制の強化等を図ることとし、新・担い手3法改正案の周知並びに設計変更ガイドラインや工期設定ガイドラインの取組など運用指針に基づく各発注機関における取組状況等について情報共有を行うなど、公共工事の品質確保に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>また、関東地方整備局では7月11日、北陸地方整備局では8月7、26、27日に新・担い手3法に関する説明会を開催し、中部地方整備局では7月16、17、19日に改正品確法に関する説明会等を開催し本改正法の周知を図るとともに、昨日開催した「長野県発注者協議会（長野県分科会）」において、改正品確法を始めとする新・担い手3法等について長野県と連携しながら市町村に対し情報提供を行ったところです。</p> <p>その他、関東地方整備局の独自の取組として、本年6月21日に改正品確法の趣旨も踏まえ“地域インフラ”サポートプラン関東 Ver. 3.0を公表しておりますが、その中でも地方公共団体の発注者育成支援を行うこととしており、今後も引き続き各機関と連携し、新・担い手3法の浸透を図って参ります。</p> <p>なお、本改正法の運用上の留意事項等については、品確法第9条の規定に基づく基本方針及び同法第22条の規定により定められる「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において定める予定のため、現在、運用指針の改定にあたり地方公共団体及び貴協会等への意見照会をお願いしているところです。年内を目途に取りまとめ、次年度より適用予定ですので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>

令和元年度 (一社) 長野県建設業協会との意見交換会 関東地方整備局 回答趣旨 (2 / 2)

項 目	回 答 趣 旨
<p>4. 建設業法第7条における営業所に置く専任の技術者について</p>	<p>■建設業法第7条における営業所に置く専任の技術者の規定について、営業所の技術者も現場に配置できるように、更なる緩和をご検討いただきますようお願い</p> <p>現場配置技術者の関係では、研修や講習等への参加により技術研鑽を積んでいくことが必要であるとの観点を踏まえ、平成29年8月9日付け建設業課長通知（主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について）により、工事現場への専任配置が求められる監理技術者等について、必ずしも常駐を必要とするものではない旨、その取扱い等を明確化するとともに、平成30年12月3日付けの建設業課長通知により、働き方改革を推進する観点も踏まえ、休暇の取得等を妨げることのないよう配慮すべきこと等を加え、改めて通知したところです。</p> <p>また、先の通常国会で成立・公布された改正建設業法では、建設現場の生産性を向上する必要から、現場配置技術者に関する規制が合理化されたところです。</p> <p>なお、営業所に置く専任技術者は、請負契約の締結にあたり技術的なサポートを行うことがその職務であるのに対し、工事現場に設置する主任技術者・監理技術者は、請け負った建設工事を適正に施工するための技術上の管理を担うことがその職務とされている点で、その役割は明確に区別されております。</p> <p>しかしながら、生産性向上を図っていく上でも、限りある人材を有効活用していくことは重要な視点ですので、技術者不足の懸念を抱える地方からの貴重な生の声として、本省にも伝えさせていただきます。</p>
<p>5. 中小建設会社の適正な利潤の確保について(間接工事費率対象額下限値の見直し)</p>	<p>■道路維持工事、河川維持工事と同様に他の工種においても間接工事費率対象下限値の引き下げを要望</p> <p>平成26年度の積算基準の改定では、維持修繕工事における小規模点在施工等の支出実態に整合した間接工事費を設定するため、間接工事費率対象額下限値の見直しを行っております。</p> <p>ご意見について本省に伝えて参ります。</p>